

判決書等写しの取扱いに関する注意事項

- 1 事件関係者のプライバシーに配慮する必要があるので、判決等内容の登載にあたっては、事件関係者の氏名、住所等を仮名処理し、個人として特定できないようすること。
- 2 判決書等写しについては、手元の資料としてのみ使用し、それ自体を映像にするなど、他の用途に利用しないこと。
- 3 貸与した判決書等写しは、使用後、速やかに返却すること。
- 4 「同日原本領収 裁判所書記官」の記載は削除すること。
- 5 判決書等写しに書き込みは一切しないこと。

東京簡易裁判所民事訟廷庶務係